○農林水産省告示第千八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県尾花沢市大字上柳渡戸字赤沢五〇二の一一、五〇二の一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県上山市菖蒲字中平二一五三の五、二一五三の七、二一五三の一〇、二一五三の一一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び上山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県三方郡美浜町竹波九六号山ノ畑二の六、三の三、四の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　送電変電設備用地とするため

○農林水産省告示第千八百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県釜石市住吉町五の一九・六の四六（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び釜石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県西磐井郡平泉町長島字舘岡二二の一九（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び平泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県鈴鹿市西庄内町字東谷五一二九の一二五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び鈴鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道芦別市・虻田郡喜茂別町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈠　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈡　解除の理由　道路用地とするため

二　解除に係る保安林の所在場所　北海道小樽市・余市郡余市町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈠　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈡　解除の理由　道路用地とするため

三　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道小樽市・余市郡余市町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　魚つき

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道中川郡音威子府村字音威子府・字物満内・中川町字琴平（以上三字について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡嬬恋村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び嬬恋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村大字**槍**原字堂所一四一七の二（国有林）、一四〇三の四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十一日

農林水産大臣　林　芳正